

# 著作権 契約書



## 第16回 その日の前に

— 劇作家の死と戯曲の著作権 — (上)

福井健策

書く直前までは、昨年来の一大トピックである電子出版か、戯曲アーカイブの権利問題を書く決めていたのですが、書きはじめた瞬間、何かが降りてきて、「作家の死後、戯曲はどうなるのか」という話題に方針転換しました。

皆さんは、ご自分の死後の戯曲の管理を考えたことはおありでしょうか。

死ぬだけでも大変なのに、作品のことまで知るか、どうなるかがよきにはからえ、という方もいらつしゃるでしょう。むしろ積極的に、死んだ後は作品を含めて速やかに忘却されたい、できれば原稿なんでもは全部焼却してから旅立ちたい、と

いう方もいるかもしれません。

それならそれで良いのですが、「後の時代の人々にも作品を読みたい」、上演されて見て貰えたらいいな」と思われるならば、作品の管理状況ははっきりさせておく方が良いでしょう。

すると課題が二つ浮上します。

第一に、どんな作品があつてどういう内容なのかわからないと、管理も利用もしようがありません。そのため、上演記録などを含めた作品のリストを作ったり、決定稿をしつかり整理しておくことが望ましい。

第二に、そうした記録、資料、

そして権利を誰が管理するか考えることです。作家の死後、戯曲は

二重の意味で残ります。ひとつは、物理的な、紙の上の戯曲。ひとつは、とすると戯曲のデータが入ったディスクだったり、上演の様子を映したビデオテープの形をとっているかもしれません。

そしてもうひとつは、戯曲の著作権です。著作権は原則として作家の死後も50年間は保護されま

す。50年間は、権利者の了承がないと誰も印刷したり、上演したり、ネットで配信したりできません。物としての資料も、著作権も、遺言も何もなければ遺族が相続するのが原則です。相続人と、それぞれの取得分(相続分)の原則は

相続人と法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
①子供がいる場合	配偶者 1/2 子供 1/2	子供 100%
②子供がおらず、直系尊属がいる場合	配偶者 2/3 直系尊属 1/3	直系尊属 100%
③直系尊属もおらず、兄弟姉妹がいる場合	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	兄弟姉妹 100%

\* 子供が死亡し孫がいる場合には、その子供にかわって孫が相続する。



あきこ

たとえば、配偶者とお子さんがふたりいらつしゃるならば、配偶者が2分の1、お子さんが2分の1をふたりで分け合つて各4分の1の持分で、その方々の共有になる。持分はいずれ、お子さんの配偶者やお孫さんに引き継がれるかもしれません。

いずれにしても、複数の方が相続する場合、著作権はその全員の共有です。共有だと、その全員の同意がないと利用できません。たとえひとりでも利用に反対だったり、疎遠になって連絡がとれなくなる、遺族本人すら使えないのが法的なルールです。(現時点では、もう少し柔軟にどうか、アパウトに使われている死後作品が大半でしょうが、良いことかどうかはともかく、法律通りに厳格に扱われる傾向が強まっています。)

これが結構問題で、数十年も経つうちには権利者の誰かと連絡がとりにくくなつたり、権利者の間

で意見が異なるために、使えない作品が生まれることがあります。

国立国会図書館では、明治期などの古い図書をデジタル化して「近代デジタルライブラリー」としてネット公開しています。ところが、著作権の切れた作品はいいのですが、著作権の切れた作品はいいのですが、そうでない古い作品の大半は権利者の連絡先が不明で、結局連絡がとれて許可が貰えたのは五万二千名以上のうち、二六〇名程に過ぎなかつたそうです。このように、古い作品の権利者が見つからないという事態は、書籍に限らずどこでも見られる光景です。こうした事情で誰も使えないと、作品は忘却される可能性がそれだけ高まります。

そのため、原則通り相続人の共有にゆだねるのももちろん良いのですが、権利者が分散することには何か不安を感じる場合には、管理者をひとり決めてしまう選択もあります。

ポピュラーな方法は、特定のご遺族への生前贈与や遺贈でしょう。「遺贈」とは、著作権や実際の原稿などの個別の財産を、遺言によって特定の人に贈ることです。遺言は書面でなければならず、自筆証書遺言や公正証書遺言など、その方法が法律で決められています。

こうした遺言の具体的な方法や、団体に作品の著作権をゆだねる方法、あるいは死後は作品を広く公開して、希望している人は誰でも出版・転載・上演自由にした、といった応用編については、次号。

なお、最後に若干宣伝です。先日、集英社新書から『著作権の世紀 変わる「情報の独占制度」』という本を刊行しました。2005年に

出た『著作権とは何か 文化と創造のゆくえ』が、なぜか思いのほか好評だったことから、続編的に書いたものですが、その第4章の中で本稿で触れた著作権の相続問題、第5章では古い作品のアーカイブの問題を取り上げているので、ご興味のある方はどうぞ。

弁護士(日本・ニューヨーク)

日本大学芸術学部 客員教授

HP: <http://www.kotolaw.com>

Twitter: <http://twitter.com/fukukienensaku>